

別紙 3

役割分担

◎は資料・情報の収集・提供、○は整理・加工・書面作成・JQA との調整窓口を示す。

役割分担		内容	根拠
市	受託者		
◎	○	<p>・ 発電設備認定</p> <p>設備認定申請に際し、以下の文書を提出。</p> <p>① グリーン電力発電設備認定申請書</p> <p>② グリーン電力発電設備概要書</p> <p>③ グリーン電力の認証要件に関する誓約書</p> <p>④ グリーン電力の認証要件に関するチェックリスト</p> <p>⑤ グリーン電力の認証可能電力量の確認方法</p> <p>⑥ グリーン電力発電設備結線図</p> <p>⑦ 企業概要説明資料、事業スキーム説明資料（ビジネスモデルに関する説明を含む）</p> <p>・ 追加的な情報提供、JQA による現地調査の対応</p> <p>・ 認定可能電力量の確認方法等に変更ある場合、変更申請</p> <p>・ 設備認定取消申請</p> <p>・ 認定グリーンエネルギーCO2 削減計画申請書、変更申請書</p>	<p>取扱要領 2-1(2)</p> <p>取扱要領 2-1(6) (9)</p> <p>取扱要領 2-1(10)</p> <p>取扱要領 2-1(11)</p> <p>削減相当量運営規則 第 5 章 2</p>
◎	○	<p>・ 電力量の認証</p> <p>電力量認証申請に際し、以下の文書を提出。</p> <p>① グリーン電力認証申請書</p> <p>② グリーン電力認証対象電力量報告書</p> <p>必要に応じ、認証対象電力量とともに全発電電力量と認証可能電力量を併記する。</p> <p>③ 認証可能電力量の確認方法</p> <p>・ 追加的な情報提供、JQA による現地調査の対応。</p> <p>・ 認証時に提出した資料に誤りがあることが認証後に発見される場合等の、認定済電力量</p>	<p>取扱要領 2-2(2)</p> <p>取扱要領 2-2(5) (11)</p> <p>取扱要領 2-6</p>

役割分担		内容	根拠
市	受託者		
		<p>の修正申請。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な根拠資料の提供（あらかじめ定めた日時等に撮影する電力量計の写真等） グリーンエネルギーCO2 削減相当量申請書 	削減相当量運営規則 第6章2(1)
◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ①設備認定申請、電力量認証申請において JQA に提出した内容に疑義が生じ、又は、②設備認定内容、電力量認証内容に疑義が生じ、受託者が虚偽の報告を行っているとして JQA が判断した場合の、JQA による改善を求める勧告への対応。 第三者からの指摘に関する、JQA による事実照会への対応。 	<p>取扱要領 2-4(1)</p> <p>取扱要領 2-5</p>
◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 生態系、環境等への影響について適切な評価・対策。 	認証基準 2-3-5
◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 環境への影響評価の内容の JQA への報告。 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書・情報の提出。 ごみの収集・集積に伴う悪臭等の問題について、条例等で規制されていない場合でも、必要の際はチェックリストの「環境の影響評価に関する要件」や、「社会的合意に関する要件」において特段の問題が存在しないことを示す書類を提出することが望ましいが、状況に応じて誓約書の提出を受けるものとする。 NOx、SOx、煤塵等の大気汚染物質については、法令・条例等に照らし合わせて特段の問題が存在しないという報告又は説明を要する。 	<p>認証基準 2-3-5(1)</p> <p>認証基準 3-3-4-2(2)</p> <p>認証基準解説 3-3-4-2(2)</p> <p>認証基準解説 3-3-4-2(2)</p>
◎	○	<ul style="list-style-type: none"> JQA が定める環境モニタリングの内容について JQA へ報告。 	認証基準 2-3-5(2)
◎	○	<ul style="list-style-type: none"> 立地に対して関係者と合意。その内容について JQA に報告（必要に応じて、説明会実施資料、そこでのやり取り、地元側の受入承認書等の提出）。 	認証基準 2-3-6 及び解説

役割分担		内容	根拠
市	受託者		
	○	・顧客に対し、グリーン電力に関する十分な情報を開示、開示状況を JQA に報告。	認証基準 2-3-7
◎	○	・認定基準の要件、関係法令等に適合していることを示す誓約書、チェックリストの作成。 ・チェックリストの提出については、発電設備認定の際に見通し段階のものを一旦提出し、申請手続き完了後に完成されたものを提出することとする。なお、チェックリストに記載されるべき項目としては、電気事業法関連の他に水質汚濁防止法・悪臭防止法・大気汚染防止法等が考えられる。なお、必要が生じた場合は、以降適宜追加していく。当該法令に設備が適合していることを示す文書を提出すること。	認証基準 2-3-8 認証基準解説 3-3-4-1
◎	○	・設備認定申請時及び電力量認証申請時には、投入される一般廃棄物の分析結果（バイオマス由来、プラスチック由来等の廃棄物の組成と各廃棄物の発熱量）に関する情報を提出すること。	認証基準解説 3-3-4-1

◎は実施者、○は確認・JQA との調整窓口を示す。

役割分担		内容	根拠
市	受託者		
◎	○	検定を受けた計量器及び変成器の設置及び維持管理	認証基準解説 2-3-2

以 上